

## 22年産の成績払（毎年の生産量・品質に基づく交付金）の交付申請について

### ○申請期間

- ・ 22年産の成績払の交付申請受付は、平成23年3月7日(月)までです。
- ・ 麦と大豆の両方を生産されている方は、麦分、大豆分と2回に分けて交付申請することもできます。
- ・ 大豆の成績払交付金は、平成23年3月7日(月)までに交付申請を行わない場合は、交付金を受け取ることができません。このため、農産物検査等の遅れにより、品質区分別生産量が確定しない大豆がある場合は、お近くの農政事務所、地域課へ相談願います。

### 本対策の対象となる農産物

#### 1. 麦

対象となる麦は、小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦です。

(ただし、種子用及びビール用として出荷したものは除きます。)

「民間流通麦促進対策実施要領」に従って締結された「は種前契約」に基づき、対策加入者が需要者に直接販売し、又は、農協等に販売を委託し出荷した当該年産の数量のうち、農産物規格規程で2等以上の等級に格付けされたものに限ります。

#### 2. 大豆

対象となる大豆は、「国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領」に従って締結された「は種前契約」に基づき、対策加入者が需要者に直接販売し、又は、農協等に販売を委託し出荷した当該年産に係るものうち、種子用及び黒大豆を除き、農産物規格規程の普通銘柄大豆の3等以上の等級及び特定加工用銘柄大豆の合格並びに普通非銘柄大豆の3等以上の等級に格付けされたものに限ります。

### ○申請に必要なもの

(申請等に必要な様式は九州農政局水田経営所得安定対策のHPの「実施要領・様式」から取得できます)

#### 1. 「毎年の生産量・品質に基づく交付金」の交付申請書（様式第8号）（共通）

#### 2. 麦

##### (1) 対策加入者が需要者に直接販売した場合に必要な書類

- は種前契約数量を確認できる書類(は種前契約書の写し等)
- 銘柄別に品質区分別販売数量を確認できる書類(納品書の写し及び品質評価結果を確認できる書類等)
- 麦品位等検査結果を確認できる書類(農産物検査結果通知書の写し等)

##### (2) 農協等に販売を委託し出荷した場合に必要な書類

- は種前契約数量を確認できる書類(は種前契約書の写し、又は農協等が販売受託した加入者を一覧表として整理した証明書類でも可)
- 銘柄別に品質区分別対象数量を確認できる書類(出荷伝票の写し及び品質評価結果を確認できる書類等)
- 麦品位等検査結果を確認できる書類(農産物検査結果通知書の写し等)

#### 3. 大豆

##### (1) 対策加入者が需要者に直接販売した場合に必要な書類

- は種前契約の締結が確認できる書類(は種前契約書の写し)
- 売買契約書の写し(品質区分別の販売数量を確認できるものに限る)
- 大豆品位等検査結果を確認できる書類(農産物検査結果通知書の写し等)

##### (2) 農協等に販売を委託し出荷した場合

- は種前契約数量を確認できる書類(は種前契約書の写し、又は農協等が販売受託した加入者を一覧表として整理した証明書類でも可)
- 銘柄(非銘柄の場合はその旨)別に品質区分別出荷数量を確認できる書類(入庫伝票の写し等)
- 大豆品位等検査結果を確認できる書類(農産物検査結果通知書の写し等)

### ○申請に当たっての留意点

- ・ 品位等検査の検査請求者の住所及び氏名または名称は、原則として水田経営所得安定対策加入者の住所及び氏名または名称と同様として下さい。

### ○申請先

- ・ 交付申請については、お近くの農政事務所、地域課等で受付けています。(郵送でも可能です。)